

野々市市生け垣等設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の緑化推進と防災対策に寄与する生け垣等の設置を促進するため、宅地に生け垣等を設置する者に対して補助金を交付することに関し、野々市市補助金交付事務取扱規則(昭和56年野々市町規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化 本市の区域内において、道路に面する位置に第5条に定める基準により生け垣、植樹帯又は花壇(以下、「生け垣等」という。)を設置することをいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック、石材等を用いて道路に面する位置に築造したものであって、高さが1メートル以上あるものをいう。
- (3) 道路 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条及び道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 本市の区域内に土地(一戸建て住宅の用に供するものに限る。)を所有している個人であって、当該土地において新たに緑化を行おうとするもの

イ 本市の区域内の一戸建て住宅に居住している個人であって、当該住宅敷地(個人が所有するものに限る。)において新たに緑化を行おうとするもの

(2) 市税を滞納していない者

2 前項の場合において、既存の生け垣等を取り壊して新たに設置しようとする者は、補助対象者とならない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が次条の基準に基づき生け垣等を設置する工事であって、次の各号に該当するものとする。

(1) 道路が野々市市建築・開発指導要綱(平成24年野々市市告示第20

号) 第2条第9号に規定する狭あい道路(以下、「狭あい道路」という。)に該当する場合は、後退線を越えて生け垣等を設置しないもの

(2) 道路が建築基準法第42条第2項に規定する道路(狭あい道路であるものを除く。)に該当する場合は、同項の道路の境界線とみなす位置を越えて生け垣等を設置しないもの

(生け垣等の設置基準)

第5条 補助対象事業に係る生け垣は、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 樹木は支柱等に結束し、植樹後の高さが90センチメートル以上で、1メートル当たり2本以上が列状に2メートル以上植え込まれており、道路から眺望できること。

(2) 盛り土又は石積の上に設置する場合にあっては、その盛り土又は石積の高さは、道路面より1メートル未満であること。

2 補助対象事業に係る植樹帯は、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 樹木の植栽後の高さが90センチメートル未満で、1メートル当たり2本以上が帯状に2メートル以上植え込まれており道路から眺望できること。

(2) 盛り土又は石積等の上に設置する場合にあっては、その盛り土又は石積等の高さは、道路面より1メートル未満であること。

3 補助対象事業に係る花壇は、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 地植え花壇とし、観賞植物を植栽すること。

(2) 花壇を縁取るレンガ等は、耐久性があり容易に動かすことのできないものであること。

(3) 地植え部分の幅は40センチメートル以上であること。

(4) 花壇の長さは2メートル以上とし、道路から眺望できること。

4 生け垣等と道路との間にフェンスその他の遮蔽物を設置する場合は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 透視率(見付面積に対する透視可能な部分の面積の割合をいう。)が概ね8割以上のものであること。

(2) 高さが道路面より90センチメートル以下であること。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、最高交付限度額は120,000円とし、その額に1,000円未満の端数金額があるときは、当該端数金額を切り捨てた額とする。

- (1) 前条第1項の生け垣を設置する場合 設置費用1メートル当たりの額(8,000円を超える場合は8,000円)に設置する生け垣の長さ(1メートル未満の端数を切り捨てた長さをいう。)を乗じて得た額で、80,000円を限度とする。
 - (2) 既存のブロック塀等の全部又は一部を除却し、これに代えて前条第1項の生け垣を設置する場合 設置費用1メートル当たりの額(12,000円を超える場合は12,000円)に設置する生け垣の長さ(1メートル未満の端数を切り捨てた長さをいう。)を乗じて得た額で、120,000円を限度とする。
 - (3) 前条第2項の植樹帯を設置する場合 設置費用1メートル当たりの額(2,000円を超える場合は2,000円)に設置する植樹帯の長さ(1メートル未満の端数を切り捨てた長さをいう。)を乗じて得た額で、20,000円を限度とする。
 - (4) 既存のブロック塀等の全部又は一部を除却し、これに代えて前条第2項の植樹帯を設置する場合 設置費用1メートル当たりの額(6,000円を超える場合は6,000円)に設置する植樹帯の長さ(1メートル未満の端数を切り捨てた長さをいう。)を乗じて得た額で、60,000円を限度とする。
 - (5) 前条第3項の花壇を設置する場合 設置費用1メートル当たりの額(2,000円を超える場合は2,000円)に設置する花壇の幅(1メートル未満の端数を切り捨てた長さをいう。)を乗じて得た額で、20,000円を限度とする。
 - (6) 既存のブロック塀等の全部又は一部を除却し、これに代えて前条第3項の花壇を設置する場合 設置費用1メートル当たりの額(6,000円を超える場合は6,000円)に設置する花壇の長さ(1メートル未満の端数を切り捨てた長さをいう。)を乗じて得た額で、60,000円を限度とする。
- 2 前条第4項のフェンスその他の遮蔽物の設置に係る費用は、前項各号の設置費用には含まないものとする。
 - 3 補助金の交付は、1の土地につき1回を限度とし、予算の範囲内で行うものとする。
(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、生け垣等設置事業補助金交付申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 生け垣等設置事業計画書(別記様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定等)

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容その他を審査し適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定書(別記様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。
(計画内容等の変更)

第9条 決定通知を受けた者は、生け垣等設置事業計画書の内容に変更を生じたときは、生け垣等設置事業計画変更届出書(別記様式第4号)に生け垣等設置事業変更計画書(別記様式第5号)を添えて市長に届け出なければならない。

2 決定通知を受けた者は、生け垣等設置事業計画の内容の変更に伴い補助金の額に変更が生じたときは、生け垣等設置事業補助金交付変更申請書(別記様式第6号)に前項の生け垣等設置事業変更計画書及び市長が指示する書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、前項の生け垣等設置事業計画変更届出書は、省略することができる。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとし、生け垣等設置事業補助金交付変更決定書(別記様式第7号)により通知するものとする。

(完成届)

第10条 決定通知を受けた者は、(生け垣等設置事業補助金交付変更決定書により通知を受けた者を含む。以下同じ。)生け垣等の設置完了後速やかに生け垣等設置事業完成届(別記様式第8号)を市長に提出し、確認を受けなければならない。

(請求)

第11条 決定通知を受けた者は、前条の確認を受けたあと、請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第12条 市長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その取り消しに係

る補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(生け垣等の管理等)

第14条 補助金の交付を受けた者は、生け垣等の設置が完了した後、生け垣等の保護及び育成に努め、適正に管理を行わなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。